

寝屋川市親子給食調理業務委託仕様書

1 件名

親子給食方式による学校給食調理業務委託（市立三井小学校・市立第十中学校）

2 概要

市立三井小学校給食調理場において、在籍児童及び教職員等の給食を調理する。

また、上記に加えて当該校を親子方式（※1）実施校として、市立第十中学校の在籍生徒及び教職員等の給食を調理し、市立三井小学校「親校」から市立第十中学校「子校」まで配送した上、子校において生徒へ配膳する。

※1 親子方式とは、給食調理設備を有する学校で調理した給食を他の学校に搬送する方式。

なお、給食調理設備を有する学校を「親校」、親校で調理した給食の搬送を受ける学校を「子校」という。

以下、本仕様書及び「寝屋川市親子給食調理業務委託共通仕様書」内において同じ。

3 契約期間

(1) 準備期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

(2) 本稼働期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

※ 準備期間に係る費用は、発生しないものとする。

4 履行場所

(1) 親校 寝屋川市立三井小学校（寝屋川市三井が丘三丁目7番3号）

(2) 子校 寝屋川市立第十中学校（寝屋川市成田南町20番7号）

5 対象者

児童・生徒及び教職員等

6 給食食数

予定給食食数

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
三井小学校	220	230	230	220	220
第十中学校	360	320	300	270	270
合計	580	550	530	490	490

※ 予定給食食数については、上記の表に示すとおりとする。

なお、実際の食数は「調理業務指示書（予定食数を含む）」（別添2）により提示する。

7 作業日

(1) 予定給食日数については、基本、年間195日とする。

ただし、保護者等対象の試食会等の学校行事、土、日、祝日、創立記念日等により、日数は増減する。

(2) 保護者等が対象の学校行事等（土、日開催あり）については、発注者と協議の上、実施するものとする。

(3) 三季休業の前後は、滞りなく学校給食を提供できるように、給食調理業務開始前の準備、給食調理業務終了後の後片付けを実施すること。

(4) その他、必要な業務を行う日。

8 配送距離及びコンテナ数等

(1) 配送距離：1 km

(2) 配送用コンテナは4台とする。

※ コンテナ寸法 1,520mm×850mm×1,600mm